

受験番号

令和2（2020）年度横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（筆記試験）問題

専門科目

民 法	1
国際私法	2
国際法	4
租税法	5
社会保障法	6
政治学	7
開発協力論	8
法理学	9



[民 法]

以下の〔第1問〕または〔第2問〕のうちから一問を選択し、解答しなさい。解答に当たっては、必ず選択した問題の番号を冒頭に明記すること。

〔第1問〕

個人は、さまざまな団体とのかかわりなしに社会生活を営むことができない。その団体は、法人格を有する団体とそうでないものに大別され、さらに、法人については、営利法人とそうでないもの、公益法人とそうでないものといった区別によって分類されている。次に掲げる8つの基本概念の全部を少なくとも一度は用いながら、会社法を除く日本の現行法人団体系法の概要を説明しなさい。解答中に用いた各概念は、すぐわかるように下線（アンダーライン）で示すこと。

社団法人 財団法人 収益事業 公益認定 定款の認証 法人設立の登記
 法人の機関 「権利能力なき社団」

〔第2問〕

金銭の授受をめぐる3つのケースについて設問に答えなさい。各ケースは、それぞれ独立しており、相互に関係がないものとする。なお、民法の条文を引用する際は、2017年民法改正前の現行規定、同年改正後の新规定のいずれでもよい。

ケースⅠ：Aは、取引関係にあるB銀行から年3パーセントの利息で500万円を借り受け（弁済期は6か月後）、その現金を自宅金庫に保管している。

ケースⅡ：Aは、B取引銀行に対し、現金100万円を預け入れ、1年満期の定期預金（年0.35パーセントの利息）にしている。

ケースⅢ：Aは、B取引銀行に設けたA名義の「貸金庫」（銀行の金庫内に設置されたキャビネットの区画ごとに、有価証券や貴金属類、重要書類などを保管し、利用者が、その暗証番号と専用キーにより、いつでも営業時間内に保管物を出し入れできる仕組み）に現金300万円を保管している。

(1) ケースⅠおよびケースⅡでは、A・B間にそれぞれどのような民法上の契約の存在が認められるか。また、各ケースにおける金銭所有権は、今、誰に帰属しているか。相互の違いがよくわかるように説明しなさい。（配点50点）

(2) ケースⅢにおいて、Aの知人Cが、貸金庫に保管されていた現金300万円を勝手に持ち出し、自己の債権者Dへの債務弁済のためにその全部を費消したものとする。Aは、Dに対し、「法律上の原因」（民法703条）を欠いた利得として、Dが受領した現金300万円と同額の返還を請求することができるか。（配点50点）

[国 際 私 法]

A(日本人女)はB(X国人男)とX国でX国法上の方式で婚姻し、X国で婚姻生活を始めた。婚姻の翌年に子C(X国籍)が生まれた。BはCの育児を全くしなかった。Cが1歳になったころからBはAに頻りに暴力を振るうようになり、Cが2歳になった時にはAはBの暴力のために顔の骨を骨折し、病院に1か月入院した。退院後、AはBの暴力を避けるため、Bと相談せずCを連れて日本に帰国した。

Aは、日本に帰国した後、D(Y国人男)と交際を始めた。帰国後10年経った現在、AはBと離婚してDと婚姻しようと考えている。AとDは日本で婚姻生活をしようと考えている。

BはAが日本に帰国した時以後もX国に住んでいる。AとBは、Aが日本に帰国して以来、互いにほとんど連絡を取っていない。

次の(1)から(4)までの問題のすべてに解答しなさい。

解答に際して必要があれば、次のページの資料を参照しなさい。

なお、X国法からもY国法からも日本法への反致は成立しない。

(1) AもBも離婚の意思を有する場合、AとBは、日本の市長に離婚届をすることにより、離婚をすることができるか。

(25点)

(2) Bが離婚に応じない場合、AがBに対して日本の裁判所に起こす離婚訴訟について、日本には国際裁判管轄はあるか。

(25点)

(3) AとBの離婚後、AとDは、駐日Y国大使に婚姻届をして、その2日後に日本の市長に婚姻届をした。AとDの婚姻は方式上有効か。

(25点)

(4) AとDの婚姻が有効であるとする。DはAと婚姻した後、C(12歳)を養子にしようと考えている。DとCが養子縁組をするためにはCの法定代理人の承諾は必要か。なお、Cの法定代理人はAである。(夫婦共同縁組の要否について解答する必要はない。)

(25点)

(資料)

日本の人事訴訟法

(人事に関する訴えの管轄権)

第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

- 一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであって、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- 二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであって、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- 三 身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- 四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- 五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む。）。
- 六 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- 七 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

X 国民法

101 条① 夫婦の一方は、婚姻を継続し難い重大な事由があるときは、裁判所に離婚の訴えを提起することができる。

② 協議離婚はこれを認めない。

102 条 10 歳未満の者が養子になる場合は、その法定代理人がこれに代わり承諾をする。

103 条 養子縁組は、身分登録法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

Y 国民法

501 条 婚姻は、家族登録法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

502 条 外国に在る Y 国人が婚姻しようとする場合は、婚姻の相手方が Y 国人でないときでも、その国に駐在する Y 国の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。

503 条 15 歳未満の者が養子になる場合は、その法定代理人がこれに代わり承諾をする。

504 条 養子縁組は、家族登録法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

[国 際 法]

次の第1問及び第2問の全てに解答しなさい。

[第1問]

集団殺害(ジェノサイド)の禁止が国際法上の強行規範(jus cogens)とされていることの法的意義について、2つ例を挙げて説明せよ。(60点)

[第2問]

次の用語について、それぞれ200字前後で説明せよ。(40点)

- (1) 合意は守られなければならない(pacta sunt servanda)
- (2) 人類の共同の財産(common heritage of mankind)
- (3) 人類共通の敵(hostis humani generis)
- (4) 日韓請求権協定

[租 税 法]

所得税法上の居住者Xは創業者兼大株主としてパソコン部品の製造販売会社の代表取締役をつとめ多額の役員報酬を得ているが、それとは別に、他の多数の投資家とともにドイツ系投資コンサルタントの勧めに応じて多額の金銭を出資しそれらの投資家と共同して米国デラウェア州リミテッド・パートナーシップ法（Limited Partnership Act）を準拠法とする本件リミテッド・パートナーシップ設立契約（以下、本件 LPS 契約）を締結して、同州登録事務所に登録した。X他の投資家は LPS の出資者の中では有限責任パートナーと呼ばれる地位に立ち、出資を負担するだけで LPS が負う債務については有限責任を負うにとどまる。なお、同法では、とりわけ、同法に準拠して設立された LPS は、①その名称等を州登録事務所に登録すべきこと、②契約当事者となり得べきこと、および、③民事訴訟の当事者となり得べきこと、等が定められていた。

このように設立された本件 LPS は、その設立に際して投資家から出資された出資金に、さらに外部の第三者である金融機関からの有利子借入金をあわせて米国内の不動産（新築後 60 年近く経過した居住用木造家屋及びその敷地）からなる本件プライベート・エステート（Private Estate）を取得し、かかる家屋を賃借人の居住を目的として賃貸することによって家賃を得ていた。当該借入金については保証料を支払うことにより他の金融機関から人的保証を得ている。なお、本件 LPS 契約上は、各出資者が本件 LPS の財産に対して有する持分権及び剰余金等の分配割合に関する附款は定められていない。

Xは、自己の所得税確定申告に際し、当該出資から生ずる本件 LPS の賃料収入及び減価償却費その他の費用（支払保証料を含む）を当初の出資割合に応じて自己の所得計算に算入し、それらがもっぱら不動産の貸付によるものであることから、不動産所得に係る収入と費用として計算したところ費用の額が収入の額を上回ったので、本件不動産に係る不動産所得は負になるものとして確定申告を行おうとした（本件確定申告）。

*（居住用木造家屋の耐用年数は 22 年、残存価額はゼロとする。中古資産の耐用年数は当該資産の新規資産としての未経過耐用年数に新規資産の耐用年数の 5 分の 1 の期間を加えた期間とする。）

**（適用法条は所得税法に限り、その下位法令及びその他の租税法令は無視すること。）

以上の事実関係を前提に、次の第 1 問から第 4 問までのすべてに解答しなさい。

第 1 問 租税裁定取引とは何か述べなさい。（おおむね 100 字程度）（10 点）

第 2 問 Xは、本件確定申告において、本件 LPS に係る不動産所得のマイナス分をどのように扱うことができるか、述べなさい。（おおむね 200 字程度）（40 点）

第 3 問 上記第 2 問での扱いを前提として提出された確定申告書に対して、課税庁はどのような対抗手段を取ることができるか、対抗手段の実体法的根拠を述べなさい。（おおむね 400 字程度）（30 点）

第 4 問 外国私法上の法律関係について我が国の租税法令はどのように適用されると解するべきか、述べなさい。（おおむね 400 字程度）（20 点）

[社会 保 障 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、解答の冒頭に、選択した問題の番号を記載すること。(各50点)

[第1問]

介護保険制度の特徴について、他の社会保険制度と比較しつつ説明しなさい。

[第2問]

定年後再雇用された高齢者の賃金が4割減額された。この事例について、社会保障制度の関係と関連判例を踏まえて私見を述べなさい。

[第3問]

金融審議会は2019年に報告書「高齢社会における資産形成・管理」を出し、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職の世帯では毎月の不足額の平均は約5万円であり、まだ20～30年の人生があるとすれば、不足額の総額は単純計算で1,300万円～2,000万円になる。」と報告した。この報告をめぐる議論について、私見を述べなさい。

[政 治 学]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

(答える順番は問わない。)

[第1問]

1980年代以降、民営化やNPM (New Public Management) が多くの国で導入されたが、それらが果たしてきた機能や各国の国内社会へのインパクトについて説明しなさい。(50点)

[第2問]

技術移転の管理をめぐる、先進国と新興国、途上国間の問題について、具体例を挙げながら説明しなさい。(50点)

[開発協力論]

アフリカ諸国のなかから一か国を選んだ上で、次の（１）から（４）の全てに解答せよ。

- （１） その国が抱えている開発課題について特定せよ。（20点）
- （２） （１）で特定した開発課題が発生・継続する要因について分析せよ。（30点）
- （３） （１）で特定した開発課題を解決するためにその国（政府や国民）自身が採りうる方策について論じよ。（25点）
- （４） （１）で特定した開発課題を解決するために外部のアクターが採りうる方策について論じよ。（25点）

[法 理 学]

次の第1問と第2問のすべてに答えなさい。

[第1問] 正義についての以下の見解を、自由に論評しなさい。(60点)

何が正しいか正しくないか、やるべきかやるべきでないか、そういったことは文化や社会によって作られた決まりごとに過ぎません。実際、わたしたちが持っている「これこれこうするのは正しい」とか「これこれしてはいけない」というような意見は全て、親や社会からいろんな形で刷り込まれたものではないでしょうか。

そうだとすると、社会や文化が違えば、正義に対する答えは違ってきます。ヘロドトスという人の書いた『歴史』という書物にはこんな事例があると聞きます。ダレイオス王があるとき、側近のギリシア人を呼んで、どれほどの金を貰ったら死んだ父親の肉を食う気になるか、と訊ねたところ、ギリシア人は、どれほどの金を貰ってもそのようなことはせぬ、と言ったそうです。次にダレイオス王はカッラティア人と呼ばれ葬儀に際して両親の肉を食う習慣を持つインドの部族を呼び、どれほどの金を貰えば死んだ父親を火葬にすることを承知するか、とそのインド人に訊ねました。するとカッラティア人たちは大声をあげて、王に口を慎んでもらいたいと言ったそうです。また、こんな古い事例じゃなくても、時代が変われば正義も変わる、というケースはたくさんあると思います。かつてのアメリカでは黒人を差別することが倫理的にも法的にも許されていました。今はそうではありません。これは社会や文化が変われば、正義に対する答えもまた変わることを示しています。

したがって正義には社会や文化を超えて普遍的に妥当する正解など無いのです。だから、正義に対する答えを求めてあれこれ考えるなんて無駄なことです。

[第2問]

「最大多数の最大幸福」は功利主義の良く知られたスローガンであるが、功利主義はより正確に言うとな次のような理論である。すなわち、功利主義によれば、ある行為が正しいかどうかはその行為の帰結として生じる事態の良し悪しのみによって決まる(帰結主義)。その「事態の良し悪し」は人々がその事態において享受する「厚生」の総和だけによって決定される(厚生主義)。そしてその「厚生」とは、人々がどれだけ自分の欲求を充足できているか、あるいはどれだけ快樂と苦痛を感じているかによってのみ決定される(厚生についての欲求説と快樂説)。このような功利主義の考え方には様々な批判がある。功利主義の考え方に対して、あなたが思いつく限りの批判を書きなさい。(40点)





